



目 次

規 則	ページ
◎養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○町の区域の設定及び同区域内の字の廃止の届出 (市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	4
公 告	
○換地処分届出 (宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業) (都市計画課)	4
監査公表	
○定期検査の執行結果 (財政課ほか)	4
入札公告	
○一般競争入札 (放置駐車車両確認事務委託業務) の公告 (警察本部会計課)	7
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	9

規 則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第83号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一

部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（平成元年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「第314条の7（同条第1項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）」を「第314条の7第1項」に、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2（1）中「第78条第1項及び第2項（同項第1号）を「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金並びに同項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち地方税法第314条の7第1項第2号）」に、「並びに」を「及び」に改め、同備考（2）中「第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項」を「第41条第1項、第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第661号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第13条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第14条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宿毛市長から次のとおり町の区域の設定及び同区域内の字の廃止について届出があった。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

町の区域の設定及び同区域内の字の廃止

変 更 前			変 更 後
大字	字	地番区域	町
宿毛	狭田	1375、1376の1	駅前町一丁目
	五反地	1408の2	
	袋田	1483の一部、1497の1の一部、1497の2の一部、1497の5の一部、1501の1の一部、1501の2、1501の6、1501の8から1501の10まで、1502の1、1502の2、1502の4、1503の1	

女法寺	1554の1の一部、1559の1、1561の一部、1562の一部、1567の一部、1569の一部		
瀬下	3869の6、3873、3875の一部、3876、3877の1の一部、3878の一部、3879の一部		
平兵衛山ノハナ	3902の28の一部		
貝塚	3902の33の一部		
宿毛	小車田	1277	駅前町二丁目
	樋ノ表	1313の6の一部、1315の2の一部、1319の1の一部	
	大車田	1330の1	
	五反地	1401の一部、1403の一部、1408の1の一部、1411の1の一部、1411の2の一部、1418の1、1423、1425	
畠田	1426の1の一部、1426の2の一部、1427、1429、1430の1、1430の2、1437の2、1438の2、1439		
	藪ノ下	1443の一部、1444、1445の一部	
	袋田	1498の2の一部、1498の5の一部、1501の3の一部	
宿毛	袋田	1483の一部、1484、1486の1、1486の2、1486の4、1487の2、1492の1、1492の2、1493の2、1494の1、1494の2、1496の1、1496の2、1497の1の一	駅前町一丁目

		部、1497の2の一部、1497の5の一部、1497の6、1497の7、1499の4、1500の4、1501の1の一部							
妙法田		1506、1507、1509、1510、1512、1514、1517、1520、1522の2、1523の2、1524の3、1524の4、1525の2、1526の2、1526の3、1527の1から1527の3まで、1528							
女法寺		1531、1532の1、1535、1542、1545、1546、1549から1551まで、1554の1の一部、1561の一部、1562の一部、1563から1566まで、1567の一部、1569の一部、1571、1573、1575から1578まで							
ケント井流		1588、1589の1、1591、1592の1、1592の2、1592の4							
露田中スカ		1600の一部、1602の一部、1603の1の一部、1604の1、1604の2、1605、1606の1の一部、1606の2							
中ノ瀬		1667の2、1667の3、1668の1から1668の4まで、1669、1670、1671の1から1671の5まで、1672、1673の1の一部、1675の一部、1676の1の一部、1676の3、1676の4、1677の2、1678の4、1678の5、1679の4の一部							
又右エ門ヤシキ		1696の2、1697の2							
	流橋	3691の1の一部、3691の2の一部							
	新塩田	3844の3に隣接する水路である公有地の全部 大字貝塚1596の3、1597の2及び1597の4から1597の7までに隣接する道路である公有地の全部							
	瀬下	3875の一部、3877の1の一部、3878の一部、3879の一部、3882、3883、3884の2							
	平兵衛山ノハナ	3902の2、3902の28の一部							
貝塚		1594の1、1594の4、1594の7から1594の11まで、1595の3から1595の6まで、1596の2から1596の6まで、1597の2、1597の4から1597の7まで、3852の1、3852の3、3853の1、3853の3、3902の33の一部、3902の34、3902の35							
宿毛	露田中スカ	1598、1599、1600の一部、1601、1602の一部、1603の1の一部、1603の2、1606の1の一部			駅東町二丁目				
	ツユ田	1607、1608、1609の1、1623の1、1624の1、1625の3、1628の2、1629の3、1630の1から1630の3まで、1631の1、1631の2、1632から1635まで							
	隠レ田	1636、1637の1、1637の2、1638、1639の3、1640の2、1641の2、1641の3、1642の2、1642の3							
	中ノ瀬	1673の1の一部、1673の2から1673の6まで、1674の1、1674の2、1675の一部、1676の1の一部、1679の4の一部、1679の5、1679の6							
	流橋	3680の1、3681の1、3687の1、3687の2、3688、3689の1、3690、3691の1の一部、3691の2の一部、3692の1、3692の2、3693、3694の1、3695の1、3696の1、3699の1、3700の1、3701から3704まで、3705の1、3706の1、3707の1							
宿毛	ツユ田	1616の1、1617の1、1617の3、1618、1619、1620の1、1625の1、1626、1627、1628の1					駅東町三丁目		
	隠レ田	1641の1、1642の1、1643、1647、1648、1650、1652から1654まで、1656、1657、1659、1662							
	中ノ瀬	1678の1の一部、1679の1、1679の2、1679の7の一部、1680の1から1680の3まで							
	與左エ門瀬	1715の1の一部、1715の17の一部、1716の一部、1717の一部、1719の1の一部、1719の2の一部、1720の1から1720の3まで							
	三反地	1731の1、1731の3、1732の1、1732の3、1733の1、1733の2、1734の1、1735の1、1736の1、1737の1、1737の2、1741の1、1742の1、1742の3							

宿毛	藪ノ前	1105の2、1105の11	駅東町四丁目
	平助屋式	1122の1、1123の1	
	松ノ本	1150の2、1150の7、1150の9	
	樋ノ表	1313の2、1313の6の一部、1313の9、1315の2の一部、1319の1の一部	
	五反地	1398から1400まで、1401の一部、1403の一部、1404、1408の1の一部、1411の1の一部、1411の2の一部、1412	
	畠田	1426の1の一部、1426の2の一部	
	藪ノ下	1442の1、1442の3から1442の5まで、1443の一部、1445の一部	
	大藪床	1447の1、1447の5、1448から1458まで、1460、1462、1465、1466	
	藪ノ後	1467、1468、1470の2から1470の9まで、1471、1472の1、1472の2、1474、1475の1、1475の2、1477から1480まで	
	袋田	1486の3、1489、1491、1493の1、1494の3、1497の4、1498の1、1498の2の一部、1498の3、1498の4、1498の5の一部、1498の6、1499の1、1499の2、1500の1、1500の2、1501の3の一部、1501の5、1504の1	

	妙法田	1525の1、1526の1
	中ノ瀬	1665、1666、1678の1の一部、1679の7の一部
	又右エ門ヤシキ	1681の1から1681の11まで、1685、1686、1688、1689の1、1689の2、1690の1、1691から1693まで、1695の1から1695の3まで、1696の1、1697の1、1698から1700まで
	與左エ門瀬	1701、1704から1706まで、1710、1711の1から1711の10まで、1712の1、1712の5、1712の12、1715の1の一部、1715の17の一部、1716の一部、1717の一部、1719の1の一部、1719の2の一部

備考 1 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である公有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成22年5月1日現在の登記簿による。

高知県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地
 らいふ調剤薬局 土佐市高岡町甲1892-7 平24・10・1
 とさ店

高知県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年10月4日	株式会社ザ・フラッグホイスター 土佐清水市寿町2番15号2	ひよこヘルパーステーション 土佐清水市中央町6番1号1 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町黒瀬字 鵜ノ林52番1から 高岡郡越知町黒瀬字 綱蔵1597番2まで	前	3.6 }	331
	後	12.0 }	325
		71.0	

高知県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村下切字 百合谷1117番地先から 幡多郡三原村下切字 打越山917番16まで	前	8.2)	424
	後	8.2)	424

高知県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村下切字百合谷 1117番地先から 幡多郡三原村下切字打越山 917番16まで	424	平成24年11月1日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により宿毛市長から宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定によ

り次のとおり公表する。
平成24年10月30日

高知県監査委員 森田 英二
同 梶原 大介
同 坂本 千代
同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成24年度本庁105機関に対して定期監査を実施し、平成24年7月27日から同年8月23日まで委員監査を行った。

執行機関	対象機関	計
知事部局	総務部13、危機管理部3、健康政策部6、地域福祉部7、文化生活部6、産業振興推進部6、商工労働部6、観光振興部3、農業振興部9、林業振興・環境部8、水産振興部5、土木部14及び会計管理局2	88機関
教育委員会	事務局12	12機関
警察本部	本部1	1機関
その他の機関	議会事務局1、監査委員事務局1、人事委員会事務局1及び労働委員会事務局1	4機関
総計	105機関	

なお、監査を実施した機関及び監査年月日は、別表のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行は、特別指摘事項もなく、全般的には、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の表のとおり一部に不適正な執行が見られた。

なお、指摘事項等のない機関は、48機関となり、前年度よりも増加している。

(単位：件)

事務の区分	特別指 摘事項	指摘事 項	注意事 項	検討事 項	計
収入事務		1	9		10

支出事務 (補助金事務)		7 (5)	26 (13)	2 (2)	35 (20)
契約事務		5	39	3	47
財産・物品管理		2	11		13
服務管理					
給与・旅費支給 事務			1		1
庶務関係事務			1		1
その他の事務			3		3
計		15	90	5	110
機関数	0機関	13機関	55機関	4機関	57機関

注 「機関数」欄の計は、指摘等を受けた機関の実合計数である。

指摘事項及び注意事項の状況を前年度と比較すると、注意事項の件数は102件から90件に減少し、全体の件数も111件から105件に若干減少したものの、指摘事項は9件から15件に増加している。

また、事務区分別に見ると、指摘事項については、支出事務に係るものが7件（うち補助金事務に係るものが5件）であり、そのほかに契約事務に係るものが5件、財産・物品管理に係るものが2件、収入事務に係るものが1件となっている。注意事項については、契約事務に係るものが39件と最も多く、次に支出事務に係るものが26件（うち補助金事務に係るものが13件）となっている。

指摘事項及び注意事項の事務区分別の概要は、次のとおりである。

(1) 支出事務について

指摘事項の内容は、補助金事務に係るものが多く、交付決定前の経費を補助対象経費に含めていたもの、交付要綱の改正手続が遅れたもの及び変更手続のないまま補助金を増額したものがあった。補助金事務以外の事務では、支出負担行為の遅延及び前渡資金の精算の遅延があった。また、注意事項の内容は、補助金事務に係るもので、変更手続漏れ及び補助事業で取得した財産の抵当権設定の確認漏れが複数の所属で見られた。補助金事務

以外の事務では、支出負担行為額の誤り及び確認印漏れがあった。

(2) 契約事務について

指摘事項の内容は、入札手続を誤ったもの、単独見積りにより随意契約を行ったもの及び施行向のないものがあつた。また、注意事項の内容は、暴力団排除措置を定めていなかったもの、仕様書を添付していなかったものなど契約書の不備が多数の所属で見られた。

(3) 財産・物品管理について

指摘事項の内容は、県有財産の貸付契約を行っていないもの及び契約延長手続が遅れていたものがあつた。また、注意事項の内容は、切手類及び回数券の管理が不適切なものが複数の所属で見られた。

(4) 収入事務について

指摘事項の内容は、使用料減免の手続が遅れていたものがあつた。また、注意事項の内容は、収入調定を行っていないもの、調定期が遅れていたもの及び決裁がなかったものがあつた。

これらの指摘事項及び注意事項の多くは、担当職員の財務会計事務に関する基本的な認識不足によるもののほか、契約事務などの日常の事務執行の中での管理職員等の指導等が不十分であったことによるものと認められる。とりわけ、補助金事務については、担当職員の事務の流れの理解不足、交付要綱に基づくチェック不足、補助事業者に対する周知の不十分さなど補助事業の全般的な進捗管理が適切に行われていないことによるものと認められる。

今後は、担当職員の財務会計事務に関する事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な執行が確保されるよう強く求める。特に、補助金事務については、交付要綱策定時から全庁的なチェック体制を充実・強化し、進捗状況の把握を通じて事業効果をより高めるよう努められたい。

また、検討事項として、電子入札における開札日等の設定、管理委託業務の検査の適正化等の検討を求めたところであり、今後の速やかな対応を求める。

併せて、各課に共通する課題として補助金事務の改善などについて、全庁的な検討を行い、事務改善に取り組みられるよう求める。

なお、今回の監査の重点事項として、各機関において現金等が適正に管理されているか、また、任意団体等の事務に係る現金等が適正に管理されているかという視点から、現金等の管理について本庁26課を抽出して監査を行ったが、特に問題点は認められなかった。引き続き、適正な事務処理に努められたい。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 財政課（契約事務）

平成24年度決算支援システム保守等委託業務の一般競争入札において、消費税込みの金額欄のみの予定価格調書の金額と消費税抜きの金額が記載されている入札書の金額とをそのまま比較し、予定価格以下であると錯誤して落札決定を行い、予定価格を口頭で公表していた。その後、誤りに気づき、後日改めて一般競争入札を実施していた。

これは、契約の締結について定めた地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に反する不適正な事務処理である。また、競争入札に使用する予定価格調書の様式について定めた高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日付け19高会企第3号。以下「会計事務処理要領」という。）第5章第2節の5（4）の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 危機管理・防災課（支出事務及び財産・物品管理）

ア 支出事務

平成23年度の資金前渡において、支払後（出張して支払ったものにあつては、帰庁後）7日以内とされている精算が1月以上遅延しているものがあつた。

これは、前渡資金の精算について定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第58条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

イ 財産・物品管理

高知県防災行政無線旧大比山中継局用地については、平成18年度から5年間の行政財産の目的外使用を許可していたが、平成22年8月に必要な事務処理を行わないまま用途変更を行い、普通財産としていた。更に、平成23年2月に平成23年度以降の目的外使用の継続申請が提出されたにもかかわらず、事務処理を怠っていた。その後、平成24年7月になって、同年8月1日から年度末までの県有財産無償貸付契約を締結していた。

これは、普通財産の貸付けについて定めた高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号。以下「財産規則」という。）第34条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

(3) 地域福祉政策課（支出事務（補助金事務））

平成23年度高知県地域福祉活動計画策定支援事業費補助金において、交付要綱の一部改正の施行向が、決裁権者の決裁及び総務部の合議が未決裁であるにもかかわらず、事業を実施し、平成24年2月になって決裁を受け、

平成23年4月1日に適用を遡及させる改正を行っていた。

これは、補助事業ごとに、必要な事項は、個別の交付要綱に委任すると規定した高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「補助金等交付規則」という。）第24条の規定に反した不適正な事務処理である。

(4) 児童家庭課（支出事務（補助金事務））

平成23年度産休等代替職員雇用事業費補助金において、補助金額の変更（20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならないところ、必要な変更手続を行わないまま、実績報告書に基づき補助金額を増額する確定を行っていた。

これは、補助金等の交付の条件について定めた補助金等交付規則第5条第1項第1号及び高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定に反する不適正な事務処理である。

(5) 商工政策課（支出事務（補助金事務））

平成23年度高知県建設業新分野進出支援事業費補助金において、財団法人高知県産業振興センターに対して平成23年5月に交付要綱を通知したものの、同年11月30日付けの補助金交付申請書を受領し、同年12月16日付けで補助対象期間を同年5月20日からとする補助金交付決定を行っていた。

これは、補助金等の交付の申請について定めた補助金等交付規則第3条及び平成23年度高知県建設業新分野進出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に反する不適正な事務処理である。

(6) 企業立地課（財産・物品管理）

高知西南中核工業団地分譲用地について、平成23年11月1日から同年12月20日までの県有財産有償貸付契約を締結していたが、同年12月21日から平成24年3月31日まで契約期間を延長する変更契約を同年3月14日付けで締結していた。

これは、普通財産の貸付けについて定めた財産規則第34条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

(7) 木材産業課（支出事務（補助金事務））

平成23年度高知県性能表示木材流通促進事業費補助金において、平成23年4月22日付けで審査結果通知を行い、同年9月16日付けで補助金交付決定を行っていたが、同年4月2日から実施した経費も含めて補助事業の対象として補助金を交付していた。

これは、補助金等の交付の申請について定めた補助金等交付規則第3条及び高知県性能表示木材流通促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に反する不適正な事務処

理である。

(8) 治山林道課（契約事務）
平成24年度電子納品検査閲覧ソフトウェア賃貸借契約は、予定価格が100万円を超える契約であるにもかかわらず、施行何を作成していなかった。また、十分な理由もなく、予定価格調書の作成を省略していた。
これは、施行何について定めた会計事務処理要領第5章第1節の3及び予定価格の決定について定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）第31条の3の規定に反する不適正な事務処理である。

(9) 住宅課（支出事務）
平成23年度へ繰越しとなった平成22年度耐震改修促進事業基礎資料作成委託料については、繰越明許費の配当があった平成23年度当初に支出負担行為を行うべきところ、平成23年11月になって同年4月1日に遡って処理していた。
これは、支出負担行為決議書を作成する時期について定めた会計規則第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

(10) 港湾・海岸課（収入事務及び支出事務（補助金事務））
ア 収入事務
高知港の港湾施設であるリーチスタッカの平成24年度の使用料について、平成24年3月31日付けの使用者の減免申請を受けて、高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第6条及び別表第1に定める額を年度当初から減免する承認を同年5月7日に行っていた。
これは、高知県港湾施設管理条例に基づく使用料の減免を遡及して行った不適正な事務処理である。

イ 支出事務（補助金事務）
平成23年度高知県漁港関係事業補助金において、事業着手後の平成23年7月1日に補助交付申請書を受理し、同年8月10日付けで補助対象期間を同年5月27日からとする補助金交付決定を行っていた。
これは、補助金の交付の申請について定めた補助金等交付規則第3条及び平成23年度高知県漁港関係事業補助金交付要綱第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

(11) 生涯学習課（契約事務）
平成23年度読書楽検定委託業務について、予定価格が30万円を超えているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴していた。
これは、予定価格が30万円を超える場合は、2人以上

の者から見積書を徴さなければならぬと定めた契約規則第32条の規定に反する不適正な事務処理である。

(12) 文化財課（契約事務）
平成23年度の高知城修繕業務は、予定価格が100万円を超える契約であるにもかかわらず、施行何を作成していなかった。
これは、施行何について定めた会計事務処理要領第5章第1節の3の規定に反する不適正な事務処理である。

(13) 警察本部（契約事務）
平成23年度交通信号機等保守業務委託及び交通信号機の集中制御化等工事（23規制第64号）については、それぞれ設計書で電球等の交換部品数及び交通誘導員の所要人数を定めていたが、実績の確認が不十分なまま、当初の契約どおり履行されたものとして完了検査を行い、委託料及び工事請負費を支払っていた。
これは、検査職員は、設計書その他関係書類に基づき給付の内容について検査を行わなければならないと定めた契約規則第52条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

以上、指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

3 注意事項及び検討事項
(1) 注意事項
注意事項の主なものは、次のとおりである。

ア 収入事務
(ア) 証紙の収入調定を行っていないもの
(イ) 収入調定書の決裁を行っていないもの
(ウ) 収入調定書に決裁権者の決裁が漏れていたもの

イ 支出事務
(ア) 補助金の変更手続を行っていないもの及び手続が遅延していたもの
(イ) 補助事業で取得した財産の処分手続を行っていないもの
(ウ) 補助対象経費を誤っていたもの
(エ) 補助金の交付決定が遅延していたもの
(オ) 支出負担行為の額を誤っていたもの
(カ) 支出負担行為が遅延していたもの

ウ 契約事務
(ア) 契約書に暴力団の排除措置に関する条項、契約保証金に関する条項又は個人情報の保護に関する条項がなかったもの
(イ) 長期継続契約の契約書に特約事項を定めていなかったもの
(ウ) 契約書に定める違約金の率を誤っていたもの
(エ) 契約書に定める仕様書を契約書に添付していな

かったもの
(オ) 契約の変更手続が不適正なもの
(カ) 工事の入札において最低制限価格を設定していなかったもの

エ 財産・物品管理
(ア) 郵便切手類等出納簿の記載が不適正なもの
(イ) 行政財産の目的外使用許可が遅延していたもの
(ウ) 物品を紛失していたもの

オ 給与・旅費支給事務
食糧費と旅費との支給調整を行っていないもの

カ 庶務関係事務
手書きの旅行命令による出張を勤務実績処理システムへ登録していなかったもの

キ その他の事務
月末に行うべき自動車使用記録簿の確認を行っていないもの

以上の事項をはじめとして、注意を受けた機関においては、今後、適正な事務処理を行うよう求める。

(2) 検討事項
検討事項の主なものは、次のとおりである。

ア 補助金交付要綱の様式の改正について
補助事業の始期及び終期を明確にするため、交付要綱の様式の改正について検討を求めるもの

イ 補助金交付条件の周知について
補助の条件として、契約方法等は、県に準ずると定めている補助事業においては、内容、手続等について補助金交付前に周知徹底するよう検討を求めるもの

ウ 管理委託業務の検査方法について
管理委託業務の検査に当たっては、必要に応じて現地及び関係書類等の検査を行うなど検査方法の改善について検討を求めるもの

エ 電子入札の開札日等の設定について
複数の工事の電子入札をまとめて行う場合は、指名業者が重複しても、競争性を発揮させるよう開札日等の設定について検討を求めるもの

オ 県有施設の管理運営委託業務の検査方法について
県職員が配置された施設における管理委託業務の検査に当たっては、当該県職員による効率的な検査の実施等検査方法の改善について検討を求めるもの

以上の事項については、それぞれ該当する機関において事務改善に向けた速やかな検討を求める。

4 共通事項として全庁的な検討を求めるもの
各課に共通するものとして取り組むことが必要と考えられる検討事項は、次のとおりである。

(1) 補助金事務について

本庁においては、補助金事務に関する指摘事項及び注意事項が多いことから、補助金事務に関するマニュアルの作成及び研修の実施、交付要綱の策定から補助金の確定まで各段階におけるチェックの徹底、補助事業者に対する条件及び手続の周知など補助金事務が適正に行われるよう全庁的な検討を求める。

(2) 入札事務について

土木部等の一部の所属においては、入札事務に関する規程が整備されているが、全庁的に見れば明文化された規程等の整備は、十分とはいえない状況であり、入札事務に不慣れた職員も多いことから、全庁に適用される入札事務に関する規程の整備、職員研修の実施など入札事務が円滑に進むよう検討を求める。

(3) 回数券の活用について

回数券については、現在使用可能な交通機関が限定されているため、複数の所属で少額の回数券が保管されている実態が見られる。1所属では活用が困難なことから、全庁的な視点で活用に向けて検討を求める。

以上の事項については、速やかに全庁的な検討を行い、事務改善を行うことを求める。

別表

委員監査を行った機関及び監査年月日

機関名	委員監査日	備考
秘書課	平成24年8月16日	指摘等なし
政策企画課	平成24年8月16日	
広報広聴課	平成24年8月22日	
文書情報課	平成24年8月20日	指摘等なし
法務課	平成24年8月20日	
行政管理課	平成24年8月22日	指摘等なし
人事課	平成24年8月20日	指摘等なし
職員厚生課	平成24年8月22日	指摘等なし
財政課	平成24年8月22日	
税務課	平成24年8月20日	
市町村振興課	平成24年8月22日	指摘等なし
統計課	平成24年8月20日	指摘等なし
管財課	平成24年8月22日	
危機管理・防災課	平成24年8月1日	
南海地震対策課	平成24年8月1日	指摘等なし
消防政策課	平成24年8月1日	
健康長寿政策課	平成24年8月3日	
医療政策・医師確保課	平成24年8月6日	指摘等なし
医事薬務課	平成24年8月3日	指摘等なし
国保指導課	平成24年8月3日	指摘等なし

健康対策課	平成24年8月3日	
食品・衛生課	平成24年8月7日	指摘等なし
地域福祉政策課	平成24年8月6日	
高齢者福祉課	平成24年8月7日	
ねりんピック推進課	平成24年8月7日	
障害保健福祉課	平成24年8月8日	
児童家庭課	平成24年8月6日	
少子対策課	平成24年8月7日	
福祉指導課	平成24年8月6日	
文化・国際課	平成24年7月27日	指摘等なし
まんが・コンテンツ課	平成24年7月27日	指摘等なし
県民生活・男女共同参画課	平成24年7月27日	指摘等なし
私学・大学支援課	平成24年7月27日	
人権課	平成24年7月30日	指摘等なし
情報政策課	平成24年8月1日	
計画推進課	平成24年8月1日	
地産地消・外商課	平成24年8月1日	指摘等なし
地域づくり支援課	平成24年8月2日	
中山間地域対策課	平成24年8月1日	
鳥獣対策課	平成24年8月2日	
交通運輸政策課	平成24年8月1日	
商工政策課	平成24年8月2日	
工業振興課	平成24年8月2日	
新産業推進課	平成24年8月2日	
経営支援課	平成24年8月2日	
企業立地課	平成24年8月2日	
雇用労働政策課	平成24年8月2日	指摘等なし
観光政策課	平成24年7月30日	
地域観光課	平成24年7月30日	指摘等なし
おもてなし課	平成24年7月30日	
農業政策課	平成24年8月15日	指摘等なし
農地・担い手対策課	平成24年8月16日	
協同組合指導課	平成24年8月20日	
環境農業推進課	平成24年8月15日	
産地・流通支援課	平成24年8月15日	指摘等なし
地域農業推進課	平成24年8月15日	指摘等なし
畜産振興課	平成24年8月15日	
農業基盤課	平成24年8月15日	
競馬対策課	平成24年8月15日	指摘等なし
林業環境政策課	平成24年8月13日	指摘等なし
森づくり推進課	平成24年8月13日	指摘等なし
林業改革課	平成24年8月13日	指摘等なし
木材産業課	平成24年8月13日	
治山林道課	平成24年8月15日	
新エネルギー推進課	平成24年8月15日	指摘等なし

環境共生課	平成24年8月15日	
環境対策課	平成24年8月16日	指摘等なし
水産政策課	平成24年8月16日	
漁業管理課	平成24年8月16日	
漁業振興課	平成24年8月16日	指摘等なし
合併・流通支援課	平成24年8月20日	指摘等なし
漁港漁場課	平成24年8月16日	
土木企画課	平成24年8月7日	
建設管理課	平成24年8月7日	
建設検査課	平成24年8月8日	
用地対策課	平成24年8月13日	指摘等なし
河川課	平成24年8月8日	指摘等なし
防災砂防課	平成24年8月8日	
道路課	平成24年8月8日	指摘等なし
都市計画課	平成24年8月8日	指摘等なし
公園下水道課	平成24年8月8日	
住宅課	平成24年8月8日	
建築指導課	平成24年8月13日	
建築課	平成24年8月8日	指摘等なし
港湾振興課	平成24年8月13日	指摘等なし
港湾・海岸課	平成24年8月13日	
会計管理課	平成24年8月20日	指摘等なし
総務事務センター	平成24年8月22日	指摘等なし
教育政策課	平成24年8月3日	指摘等なし
教職員・福利課	平成24年8月6日	指摘等なし
学校安全対策課	平成24年8月3日	
幼保支援課	平成24年8月3日	指摘等なし
小中学校課	平成24年8月7日	指摘等なし
高等学校課	平成24年8月6日	
特別支援教育課	平成24年8月3日	指摘等なし
生涯学習課	平成24年8月6日	
新図書館整備課	平成24年8月8日	指摘等なし
文化財課	平成24年8月3日	
スポーツ健康教育課	平成24年8月6日	指摘等なし
人権教育課	平成24年8月7日	指摘等なし
議会事務局	平成24年8月22日	
監査委員事務局	平成24年8月23日	指摘等なし
人事委員会事務局	平成24年8月22日	
労働委員会事務局	平成24年8月22日	指摘等なし
警察本部	平成24年8月23日	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般

競争入札に付する。

平成24年10月30日

高知県警察本部長 加藤 晃久

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

放置駐車車両確認事務委託業務 一式

(2) 業務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

高知警察署及び高知南警察署の管轄区域（旧土佐郡土佐山村及び旧土佐郡鏡村並びに旧吾川郡春野町との合併前の高知市の区域に限る。）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者（営業種目として放置車両確認事務等の登録がされている者に限る。）であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る登録を高知県公安委員会において受けている法人（同法第51条の9の規定に基づく高知県公安委員会からの適合命令を受け、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）であること。

(5) 入札説明書に示した業務の要求仕様を確実に履行するために必要な駐車監視員及び統括責任者を擁し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている

法人であること。

(6) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年10月30日（火）から同年12月10日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

平成24年11月15日（木）午後1時30分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年12月14日（金）午後3時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年12月13日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規

則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年12月10日午前9時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年11月7日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the specific services: The work to identify illegal parking vehicles 1 set

(2) Deadline for tender (by hand) : 3:30 P.M. on Friday 14 December 2012

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Thursday 13 December 2012

(4) Contact: Accounting Division, Department of

Police Administration, Kochi Prefectural Police
Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi
780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
共通基盤機器使用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年8月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,971,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため